

# 人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案） 概要について

農林水産部

# 条例制定にあたって

## 1 背景

S D G s の取組拡大や国の「みどりの食料システム戦略」の推進、有機農業を振興する市町の増加など、環境と調和のとれた持続可能な農業推進の必要性は増大している。一方、気候変動や地政学的リスクの高まりにより、食料生産・供給が不安定化するとともに、人口減少により農山漁村の活力は低下している。

また、兵庫県では全国に先駆けて30年以上前から人と環境にやさしい「環境創造型農業」に取り組み、取組面積は大幅に拡大してきたが、近年拡大が頭打ちとなっている。

## 2 制定経緯

こうした背景を踏まえ、本県では令和5年度から有識者による有機農業等の振興施策検討会を設置し、その提言に基づき、有機農業アカデミーの開講（令和8年4月）や出荷・流通効率化モデルの構築、環境創造型農業サミットの開催など、有機農業等の担い手育成や出口対策施策に先行して取り組んでいる。

有機農業を始めとした環境創造型農業やその基盤となる農村の持続的な発展のため、生産や地域での活動に加えて消費者が買い支える機運を醸成し、推進の取組を中長期的に下支えすることが重要であり、県民全体が理念を共有して取り組む必要があるため、条例を制定する。

## 3 条例制定の方針

県は、食料安全保障を尊重し、慣行農業とのバランスや生産振興と農村振興の一体的な推進の視点を重視しながら、人と環境にやさしい農業の振興や、こうした農業が実践される地域の拡大を目指すため、生産技術の研究開発や普及、生産基盤整備、出荷・加工・流通の促進、県民による消費促進、地域協働体制の確立や農村型地域運営組織の育成などに取り組む内容の条例を制定する。

# 人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案）概要

## 1 条例制定の考え方

### （1）基本姿勢の見える化

持続的な農業・農村を中長期的に下支えするため幅広く取り組む基本姿勢を明確化

### （2）共通意識の醸成

各関係者（県、市町、農業者、食品等関連事業者、県民）に求められる役割を整理

### （3）施策の実効性を担保

条例として明文化することで継続的・体系的な取組を推進

## 2 条例の構成案

項目	内容
第1章 総則	目的、条文用語の定義、基本理念、県の責務、市町・農業者等・食品等関連事業者・県民の役割
第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策	技術の研究開発・普及、生産基盤の整備・保全、環境負荷低減活動の促進、人材の確保・育成、高齢者等の活動環境整備、出荷・流通の促進、県民による消費・学校給食の利用促進
第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策	地域協働体制の構築、農村における多面的機能発揮のための活動促進、地域運営組織の育成、地域資源を活用した事業活動等の促進、都市との交流等
第4章 雜則	行財政上の措置等
附則	施行期日

# 3 条文骨子案

## 第1章 総則

### I 目的

人と環境にやさしい農業と人と環境にやさしい農村づくりを進め、地域で協力し、持続可能な社会と安定した食料供給を目指す

### II 定義

#### 1 人と環境にやさしい農業

①有機農業 ②環境創造型農業 ③①・②のほか、環境への負荷低減に資すると認められる農業

#### 2 人と環境にやさしい農村 人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域

### III 基本理念

- 1 兵庫県では長年、環境創造型農業に取り組み、各地の活動は県民の誇りと愛着に繋がっており、環境負荷低減と生産性の両立を図っていく
- 2 従来の農業と調和しつつ関係者が協力して人と環境にやさしい農業を進めていく
- 3 地域で協力し、人と環境にやさしい農業と農村での暮らしを守っていく

### IV 県の責務

関係者と連携し、人と環境にやさしい農業と農村振興のため、研究開発、技術普及、生産基盤整備に係る人材育成や体制の整備、食農教育等に取り組む

### V 各主体の役割

- 1 市町は、地域の実情に応じた施策を進めるよう努める
- 2 農業者等は、環境に配慮した農業に取り組むよう努める
- 3 食品等関連事業者は、環境に配慮した農産物等の調達などに努める
- 4 県民は、環境にやさしい農業を理解し、配慮した農産物等を選ぶよう努める

## 第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

### I 技術の研究開発の促進及び技術の普及の促進

県は、人と環境にやさしい農業の生産性向上に資するため、試験研究に関する体制を整備し、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術の研究開発の促進や新品種の育成等とともに、普及事業の推進により、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術を普及するよう取り組む

### II 生産基盤の整備及び保全

県は、環境との調和等に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能維持増進等に取り組む

### III 環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進

県は、環境への負荷低減促進のため、堆肥等の有効利用による地力増進、温室効果ガスの排出の抑制等を図るよう取り組む

### IV 人材の確保及び育成

県は、新規就農者を含む農業者に対し、人と環境にやさしい農業に関する技術や経営管理能力の習得、向上を促進するよう取り組む

### V 高齢者及び障害者等の農業に関する活動の環境整備等

県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において農作業の負担の軽減が図られ、心身ともに健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、農福連携や半農半X等の取組環境の整備等に取り組む

### VI 農産物出荷の促進及び農産物等の流通の合理化の促進

県は、農業者の組織化や機械の共同利用の促進等により人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷を促進するよう取り組むとともに、それらの農産物等を容易に入手することができるよう、関係者と連携して、直売所や農産物集出荷施設の設置、有効活用など流通の合理化を促進するよう取り組む

### VII 県民による消費の促進及び学校給食等における農産物等の利用の促進

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等が県民に選択されるよう、県民への適切な情報提供や付加価値の向上の促進、交流機会の提供等に取り組むとともに、学校給食等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の利用促進や食農教育の推進等に取り組む

## 第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

### I 地域協働体制の確立

県は、堆肥の活用促進や多様な農業者による人と環境にやさしい農業に関する活動への参加等、**生産活動**を支援するため、農業者やその他の地域住民が相互に連携して協働を図る**体制の確立**に取り組む

### II 農村における多面的機能の發揮のための活動の促進

県は、**農業者や地域住民の共同活動**による生産基盤の管理、地域特性に即した農業生産活動及び農業に由来する環境負荷の低減を図る活動等を支援し、**多面的機能の確保**に取り組む

### III 農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

県は、人と環境にやさしい農村において、地域全体で農業を支える体制ができるよう、**農業者や地域住民**が協力して、**農業や地域社会の維持に役立つ活動を行う組織の育成**や、**人材の参画促進**などに取り組む

### IV 地域の資源を活用した事業活動等の促進

県は、人と環境にやさしい農村において、**農業以外の産業との連携**による地域資源を活用した事業活動の**促進等**に取り組む

### V 都市との交流等

県は、人と環境にやさしい農村が消費地に近い特性を生かし、**県民の健康的でゆとりのある生活に資する**ことができるよう、農村への滞在の機会を提供する事業活動など、農村と都市との交流の**促進等**に取り組む

## 第4章 雜則

### 行財政上の措置等

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、**行政上**又は**財政上**の措置、その他の必要な措置を行う